

川崎市告示第478号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和7年9月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 住民登録事務専用区長印

（1）使用開始日 令和7年10月1日

（2）専用公印 ひな形番号 60

（3）書 体 れい書

（4）寸 法 方6mm

（5）保管場所、個数及び印影

ア 川崎区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（川崎区長） 印影省略

イ 幸区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（幸区長） 印影省略

ウ 中原区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（中原区長） 印影省略

エ 高津区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（高津区長） 印影省略

オ 宮前区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（宮前区長） 印影省略

カ 多摩区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（多摩区長） 印影省略

キ 麻生区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（麻生区長） 印影省略